

独立行政法人国際観光振興機構契約監視委員会平成28年度(第1回)議事概要

開催日	平成28年6月1日(水)		
場所	独立行政法人国際観光振興機構本部会議室		
出席委員氏名	委員長 久松 完 (国際観光振興機構監事)		
	委員 今井和男 (弁護士)		
	委員 杉本賢司 (公認会計士、税理士)		
	委員 西村幸夫 (東京大学教授)		
	委員 廻洋子 (淑徳大学教授)		
	委員 大塚美智子 (国際観光振興機構監事)		
審査対象期間	平成27年10月1日 ~ 平成28年3月31日		
抽出案件	3	件	(備考)
(内訳)			契約件名:
一般競争入札	0	件	契約相手方: (別紙のとおり)
指名競争入札	0	件	契約金額:
随意契約	3	件	契約締結日:
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問		回答
	(別紙のとおり)		(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)		
議題1. 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの契約状況等について			
別紙のとおり			
議題2. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて			
別紙のとおり			
議題3. 平成27年度調達等合理化計画に対する自己評価及び平成28年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検			
別紙のとおり			

議題1. 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの契約状況等について		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	・件数以外に、契約金額で平成26年度と平成27年度比較はわかるか。	・議題3資料に記載の通り。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・ 特になし	

【抽出事案1】随意契約(企画競争方式)		
契約件名: 平成27年度日韓国交正常化50周年にか かるメディアファムツアー等事業		契約相手方: 近畿日本ツーリスト株式会社
契約金額: 14, 998, 968円		契約締結日: 平成27年11月10日
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	①JNTOで考えていた以上に日韓の歴史を掘り下げた企画書となっていたのか。 →今回の受注者は旅行会社となっているので、ツアーの企画に長けている業者であったと思う。しかし、メディアに露出をさせることのプロではないので、メディア効果を考慮した業者の選定方法を今後は、検討してみても良いのではないかと考える。	①今回は、東日本と西日本の2回ほど、ファムツアーを行ったが、日韓交流のゆかりの地などについては調査に基づき掘り下げた内容の提案があった。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・ 特になし。	

【抽出事案2】随意契約(企画競争方式)		
契約件名:東京オリンピック・パラリンピック大会に向けたメディア向け素材集等の制作事業		契約相手方:株式会社アサツー・ディ・ケイ
契約金額:174,999,960円		契約締結日:平成28年2月22日
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①競争参加者が2者だが、企画競争説明書を受け取ったところは何者あったのか。</p> <p>②メディア向けに素材集を製作することと一般人向けに日本をプロモートするものは、どこがどのように異なっているのか。</p> <p>→素材の二次使用や三次使用は、勝手に使用されてしまい、良いように使われるとは限らないことを十分に意識して欲しい。</p>	<p>①21者が企画競争説明書を受領した。</p> <p>②メディア向けは、日本の風景や料理などを演出することなく撮影し、ニュース等で使いやすい映像資料として提供する必要があるので、一般の方々が興味を持つような観光プロモーション映像とは異なっている。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	

【抽出事案3】随意契約(企画競争方式)		
契約件名:平成27年度フランス・イタリア・スペイン・ベルギーにおける共同広告事業(パリ事務所契約)		契約相手方:株式会社JR西日本コミュニケーションズ
契約金額:568,000ユーロ (実行レート換算 84,064,000円)		契約締結日:平成27年10月30日
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①競争参加者が2者だが、企画競争説明書を受け取ったところは何者あったのか。</p> <p>②提案内容については海外事務所だけではなく本部の職員も含めて審議したとのことだが、その方法はいかに。</p> <p>③企画競争の案内はどのように実施されたのか。</p> <p>→各国での事情もあると思うので一番いい方法での公告方法を考えてもらえればと思う。</p> <p>④広告のアウトプットが広告の媒体接触者数となっているが、カウントは可能なのか。</p> <p>→フランスの商習慣では広告は、総代理店と1年又は2年契約をして行っている。今後は、そのような海外の商習慣等を十分に研究したうえで、入札方法等を検討していったらどうか、と考える。</p>	<p>①5者が企画競争説明書を受領した。</p> <p>②事務所受領した企画提案書のデータが本部に送付され、各審査委員が審査票に記入。パリ事務所が全体の評価点の集計および審査の公表を行っている。</p> <p>③パリ事務所のホームページに告知を掲載し、関心がある者が事務所にコンタクトをしてきた。</p> <p>④媒体ごとに広告を1回出すと何人が見るかという理論的に推計した数字に基づいている。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	

議題2. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について	
契約監視委員会において審議することとなった経緯	(該当なし)
審議における観点	
契約件名:	契約相手方:
契約金額:	契約締結日:
審議概要	

議題3. 平成27年度調達等合理化計画に対する自己評価及び平成28年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検		
報告内容	<p>・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。</p> <p>・独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム(ガバナンス)を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。</p> <p>・このため、各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとなった。</p> <p>・平成27年5月25日付総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、平成27年度の調達等合理化計画の自己評価について点検を行うものである。また、平成27年度の評価を踏まえて新たに制定した平成28年度の調達等合理化計画について審議するものである。</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	・ 特になし	—
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・ 特になし	